

再処理事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

第346回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合(2020年3月26日開催)で指摘された記載の不足、展開の不足及び記載の不備・不整合等に対して、主に以下の内容を補正する。

1. 全体

- ・ 補正書内の不整合、図表の結び付けの不備等を適正化。
- ・ 整理資料から補正書への展開不足等の適正化。

2. 火災等による損傷の防止に関する変更

- ・ 制御室等の個別の火災区域における対策に係る設計方針を明記。
- ・ 火災発生時の煙の充満または放射線による影響がなく、消火活動が困難とならない火災区域・火災区画に係る設計方針を明記。

3. 外部からの衝撃による損傷の防止に関する変更

- ・ 外部火災に関する配置概要図について、外部火災を想定している近隣の石油備蓄基地と設計対処施設との位置関係及び距離を明記。

4. MOX燃料加工施設との共用に関する変更

- ・ モニタリングポストの非常用電源である第1非常用ディーゼル発電機の共用に伴い、第1非常用ディーゼル発電機の維持に必要な安全冷却水系を共用することを明記。

5. 重大事故等の拡大の防止に関する変更

- ・ 安全冷却水系が属する給水施設等の個々の施設の構造及び設備において、重大事故等対処設備の設備区分を整理。
- ・ 重大事故等対処設備の共通の設計方針を踏まえた個別の設備の設計に関する記載の拡充。
- ・ 臨界事故の拡大を防止するための設備、冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備等の手順の成立性等に関する記載の拡充。
- ・ 有効性評価の条件、不確かさの影響及び同時又は連鎖について、記載を拡充。

6. その他

- ・ 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に適合するよう添付書類九を追加。

以上